

夜間休日不法投棄等監視業務仕様書

本仕様書は、令和8年度において岡山県（以下「県」という。）が実施する夜間休日不法投棄等監視業務に適用する。

（目的）

第1 本事業は、岡山県内の産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理に対して、夜間、休日等における監視を通じて早期に的確な情報収集を図り、迅速かつ適切に対応することによって良好な生活環境を保全することを目的とする。

（監視業務）

第2 監視業務は次のとおりとする。

（1）実施日時

平日夜間、休日等で県循環型社会推進課が指定する日時

（2）業務内容

①産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理箇所の定点監視

②指定地域の巡回監視

③県循環型社会推進課が必要と認めて指示する内容による特別監視

（実施箇所）

第3 監視業務実施箇所は、岡山市及び倉敷市の区域を除く岡山県内全域とする。

（実施期間）

第4 監視業務実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（監視日時）

第5 監視日時及び監視時間は、原則として次のとおりとする。ただし、県循環型社会推進課が状況に応じ変更を指示することがある。

（1）平日夜間 19時～翌6時（うち休憩1時間） 102回（毎週2回）

（2）土曜及び日曜昼間 9時～ 17時（ ” ” ） 101回

（3）土曜夜間 19時～翌6時（ ” ” ） 51回

（4）特別監視 30回以内

別途指示する日時における連続する11時間（うち休憩1時間）以内の時間とする。

（監視回数）

第6 実施期間中の監視回数は、254回以上284回以内とする。

(監視方法)

第7 監視業務の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 監視に従事する人員は、1組当たり2名以上とすること。
- (2) 監視箇所、監視時間等は、県循環型社会推進課が作成する「夜間休日不法投棄監視業務指示書」(様式第1号)に基づき実施すること。
ただし、急施を要する場合は、電話等により指示することがある。
- (3) 受託者は、必要に応じて、県循環型社会推進課及び各県民局環境課と打合せを行うこと。
- (4) 受託者は、監視車両(ドライブレコーダーを搭載した四輪駆動車等、道路状況の悪い場合でも対応可能な車両が望ましい)、カメラ(100メートル程度の距離でも車両プレート番号が識別できる望遠性能を有すること。)、双眼鏡等を適宜使用して監視業務を実施すること。なお、警備車両使用の際には、必要に応じて「不法投棄監視パトロール中」のマグネットシートを着脱すること。
- (5) 受託者は、事故及び被監視者等との紛争防止のため、常に細心の注意を払いながら、監視業務に当たること。

(業務報告)

第8 業務の報告は、次のとおり行うものとする。

- (1) 受託者は、毎回の業務を記録するとともに、監視の終了する日の翌日から起算して2日以内に「監視業務日報」(様式第2号)に写真及び地図等を添えて、県循環型社会推進課及び関係県民局へ結果を報告すること。
ただし、現に不法投棄、屋外焼却を実行しているところを発見したとき等、急施を要するときは、監視終了前であっても、直ちに、監視場所を管轄する県民局環境課の別途通知する緊急連絡先に報告するとともに、管轄警察署へ通報すること。
その際、周囲の状況から判断して、危険性のない範囲において、行為状況(投棄物、投棄行為、投棄者の人相風体)及び関係車両(プレート番号、形状、車体に記載された文字)を写真撮影するとともに、投棄車両が現場を離脱した場合においては、逃走方向を110番通報すること。
- (2) 受託者は、毎月ごとの業務終了後2週間以内に「監視業務報告書(月報)」(様式第3号)を県循環型社会推進課へ1部提出すること。
- (3) (1)及び(2)に関わらず、監視業務日報及び監視業務報告書(月報)の最終の提出期限は、3月31日とする。

(監視業務体制の整備)

第9 受託者は、監視業務を円滑かつ安全に遂行するため、「監視業務主任者」及び「監視業務担当者」を選任するものとする。

- (1) 監視業務主任者は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)に定める施設警備業務2級以上の検定に合格している者及びこれと同等以

上の能力を有する者を充てるものとし、監視業務担当者を指示して業務を実施させること。

(2) 受託者は、契約締結後速やかに、監視業務計画書（監視業務主任者及び監視業務担当者、使用する車両、備品等）を作成し、県循環型社会推進課へ提出すること。内容に変更が生じた場合も同様とする。

（受託者の負担）

第 10 監視業務の実施に必要な装備備品等の調達及び保守は、受託者の責任及び負担において行うこと。

（守秘義務）

第 11 受託者は、監視業務の実施に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。第 4 の監視業務実施期間が終了した場合も同様とする。

（諸法令の遵守）

第 12 受託者は、諸法令を遵守して、業務を実施しなければならない。

（委託料の支払方法）

第 13 委託料は、四半期毎の精算払いとし、「監視業務報告書（月報）」（様式第 3 号）による契約業務の履行確認後、支払うものとする。

（監視以外の業務）

第 14 受託者は、県循環型社会推進課が別途指示するところにより次の（1）及び（2）の業務を行うものとする。

（1）受託者は、県循環型社会推進課が提供する上空からの映像（年間 9 時間程度）により産業廃棄物の不法投棄物等を延べ 2 名以上で探索し、発見した場合は対象物について位置の特定及び状況等の把握を行った上、県循環型社会推進課へ報告すること。

（2）受託者は、定点監視の際、県循環型社会推進課又は関係県民局が設置する不法投棄監視カメラのバッテリー交換を行うとともに、画像を記録した媒体を回収し、県循環型社会推進課又は関係県民局へ提出すること。

（その他）

第 15 その他、この仕様書に記載のない事項については、県循環型社会推進課と受託者が協議して定めることとする。

2 本業務に係る予算が、岡山県議会令和 8 年 2 月定例会において議決されなかった場合は、入札を実施しないことがある。